

理事長報酬についての算定根拠（基準）について

1. 理事長報酬額

月額 200,000円

(基本活動手当120,000円に加え責任手当80,000円とする。
役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程に基づき別支給)

2. 支給限度額

年額 2,400,000円以内

(役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程に基づき別支給)

3. 基本活動手当

①. 基本活動時間 : 1日:4時間、週:3日(月48時間)

②. 1時間単価 : 2,500円

③. 1時間単価の算定根拠

くわの福社会給与表第8級44号俸により1時間単価を算出(8級44号俸/22日/8時)し、2,500円とする。

④. 基本活動手当月額 : 120,000円

4. 責任手当

①. 責任手当の対象責務

基本活動以外の不規則活動、常時の管理・管理監督責任保障

②. 責任手当月額 : 80,000円

5. 支給条件

当該月の1日以上の有籍

- 附則
1. この基準は、平成29年6月17日より有効とする。
 2. この基準は、平成31年3月30日より有効とする。

副理事長報酬についての算定根拠（基準）について

1. 副理事長報酬額

月額 120,000円

(基本活動手当80,000円に加え責任手当40,000円とする。
役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程に基づき別支給)

2. 支給限度額

年額 1,440,000円以内

(役職員共済法人負担分・通勤手当については当該支給規程に基づき別支給)

3. 基本活動手当

①. 基本活動時間 : 1日:4時間、週:2日(月32時間)

②. 1時間単価 : 2,500円

③. 1時間単価の算定根拠

くわの福社会給与表第8級44号俸により1時間単価を算出(8級44号俸/22日/8時)し、2,500円とする。

④. 基本活動手当月額 : 80,000円

4. 責任手当

①. 責任手当の対象責務・責任

基本活動以外の不規則活動、常時の管理・監督責任保障

②. 責任手当月額 : 40,000円

5. 支給条件

当該月の1日以上の有籍

- 附則
1. この基準は、平成29年6月17日より有効とする。
 2. この基準は、平成31年3月30日より有効とする。

理事・監事報酬についての算定根拠（基準）について

1. 理事・監事報酬額

月額 10,000円

2. 支給限度額

年額 120,000円以内

3. 支給対象の責務

支給当該月の理事・監事の責務の履行

4. 算出根拠について

- ①. 理事・監事の責務を履行するための基本活動時間について
役員責務に対する活動や会議参加での所要時間について、月4時間を標準とする。
- ②. 理事・監事の基本活動に対する報酬の1時間単価について
2,500円とする。
- ③. 1時間単価の算定根拠について
くわの福社会給与表第8級44号俸により1時間単価を算出(8級44号俸/22日/8時)し、2,500円とする。
- ④. 月額報酬について
①の基本活動月標準時間と②の1時間単価より、月額10,000円とする。

5. 支給条件

当該月の1日以上在籍

- 附則
1. この基準は、平成29年6月17日より有効とする。
 2. この基準は、平成31年3月30日より有効とする。